

令和6年度 固定資産税

償却資産申告の手引き



申告書の提出期限は、**令和6年1月31日（水）**です。

- 申告書を郵送で提出される方で、收受印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、控え用の申告書（複写様式ではない場合は写しをとったもの）と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 申告書の内容に関して、担当から連絡する場合がありますので、申告書に電話番号を明記してください。

▼償却資産申告書の提出及び問合せ先

小千谷市税務課 資産税係
〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
電話：0258-83-3508
ファクス：0258-83-4160
Eメール：zeimu-ss@city.ojiya.niigata.jp

郵送の際は、この部分を切り取り、宛名ラベルとしてご利用いただけます。
(別途切手を貼ってください。)



〒947-8501
新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市役所 税務課
資産税係 償却資産担当 行

目次

| | |
|-------------------------------------|-------|
| I. 償却資産のあらまし | |
| 1 償却資産とは | 1 |
| 2 申告の対象となる資産 | 1 |
| 3 申告の対象とならない資産 | 1 |
| 4 種類別の主な償却資産 | 2 |
| 5 業種別の主な償却資産 | 2 |
| 6 附帯設備（建築設備）の償却資産と家屋との区分について | 3、4 |
| 7 固定資産税と国税の比較 | 5 |
| 8 非課税及び課税標準の特例 | 6 |
| II. 償却資産の申告について | |
| 1 申告の必要がある方 | 7 |
| 2 提出書類 | 7 |
| 3 自社電算処理により申告する方 | 7 |
| 4 eL T A X（エルタックス）により申告する方 | 7 |
| 5 提出先 | 8 |
| 6 提出期間 | 8 |
| 7 申告の内容 | 8 |
| 8 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合 | 8 |
| 9 実地調査の実施 | 8 |
| 10 国税資料閲覧の実施 | 8 |
| 11 マイナンバー制度との関連 | 9 |
| III. 償却資産申告書の書き方 | |
| 1 償却資産申告書 | 10 |
| 2 種類別明細書（前年度に資産の申告があった方用） | 11 |
| 3 種類別明細書（新規に申告をする方、前年度に該当資産がなかった方用） | 12 |
| IV. 償却資産の評価額・税額の計算方法と納税 | |
| 1 評価額の計算方法 | 13、14 |
| 2 税額の計算方法 | 14 |
| 3 納税について | 14 |
| V. よくある質問 | 15 |
| VI. 償却資産 用語集（50音順） | 16、17 |

I. 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。(⇒例外については「3 申告の対象とならない資産」参照)

2 申告の対象となる資産

1月1日現在において事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)、(2)の要件を満たす資産です。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

※次のような資産も申告の対象となります。

- ▼ 建設仮勘定で経理されている資産
- ▼ 福利厚生のために供している資産
- ▼ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ▼ 遊休資産（稼働休止中であるが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ▼ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ▼ リース資産（契約内容が割賦販売と同様のものに限る）
- ▼ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

(2) 耐用年数が1年以上で、以下の表右欄が「申告対象」の資産

| 申告者 | 取得価額 | 国税の取扱い | 固定資産税（償却資産）の取扱い |
|-----|------------------|---------|-----------------|
| 個人 | 10万円未満 | 必要経費 | 対象外 |
| | 10万円以上 20万円未満 | 3年間一括償却 | 対象外 |
| | | 減価償却 | 申告対象 |
| | 20万円以上 | 減価償却 | 申告対象 |
| 法人 | 10万円未満 | 損金算入 | 対象外 |
| | | 3年間一括償却 | 対象外 |
| | | 減価償却 | 申告対象 |
| | 10万円以上 20万円未満 | 3年間一括償却 | 対象外 |
| | | 減価償却 | 申告対象 |
| | 20万円以上 | 減価償却 | 申告対象 |

3 申告の対象とならない資産

次のいずれかに該当する資産は、申告の必要はありません。

- ▼ 無形固定資産（特許権、鉱業権、営業権、ソフトウェアなど）
- ▼ 生物（観賞用、興行用のものを除く）
- ▼ 美術品など（時の経過によりその価値が減少しない資産）
- ▼ 繰延資産
- ▼ 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両（無登録含む）

4 種類別の主な償却資産

| 資産の種類 | | 主な償却資産 |
|-------------|--------|---|
| 1 構築物 | 構築物 | 舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設などの外構工事、看板（広告塔など）、ゴルフ練習設備 など |
| | 建物附属設備 | 受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、ITVカメラ など |
| 2 機械及び装置 | | 各種製造設備などの機械及び装置、クレーンなどの建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む） など |
| 3 船舶 | | ボート、釣船、漁船、遊覧船 など |
| 4 航空機 | | 飛行機、ヘリコプター、グライダー など |
| 5 車両及び運搬具 | | 大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車、貸車、客車 など |
| 6 工具、器具及び備品 | | パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、つい立て、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機 など |

5 業種別の主な償却資産

| 業種 | 主な資産 |
|----------|--|
| 共通 | パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作、看板（広告塔、袖看板、ネオンサインなど）、LAN 設備 など |
| 製造業 | 金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 など |
| 農業 | ビニールハウス、乾燥機、糶すり機、自動選別計量機 など |
| 印刷業 | 製版機、印刷機、断裁機 など |
| 建設業 | ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車 など |
| 飲食業 | テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫 など |
| 小売業 | 陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きも含む） など |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール など |
| 医（歯）業 | 医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット） など |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 など |
| 不動産業 | 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設などの外構工事、駐車場などの舗装 など |
| ガソリンスタンド | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク など |

6 附帯設備（建築設備）の償却資産と家屋の区分について

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

①建物附属設備の課税に係る償却資産と家屋の区分は以下のとおりです。

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの………家屋と構造上一体となっており、家屋の効用を高める電気・ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、塵芥処理設備 など

※ただし、賃借している家屋にこれらの設備を取り付けた場合は、償却資産に区分されるため、家屋の所有者ではなく、設備を取り付けた方に課税されます。

⇒特定附帯設備…下記（2）参照

②特定の生産又は業務用の設備などの取扱い

次のような資産は、償却資産として課税されます。

◎特定の生産用の設備

- ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備
- ・紡績業、精密機械業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備

◎特定の業務用の設備

- ・工場などの生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備 など
- ・冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置及び製氷業やアイススケート場などの冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱扉を除く）
- ・ホテル、旅館、飲食店、病院などにおいて顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類を洗濯する洗濯設備などのサービス設備

※ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管などは家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人などが取り付けた内装、造作、建築設備などの資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備などや、外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管などのことを「特定附帯設備」といいます。特定附帯設備は、地方税法第343条第9項及び小千谷市税条例第38条第7項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 償却資産と家屋の区分表

主な設備などの例は以下のとおりです。

| 設備の種類 | 償却資産とするもの | 家屋に含めるもの |
|----------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 発電設備 | 自家用発電設備・受変電設備 | |
| 動力配線配管設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 左記以外のもの |
| 電灯照明設備 | ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備 | 屋内照明設備、分離盤および分電盤からの内側の配線・配管 |
| 電話設備 | 電話機、交換機などの装置・器具類 | 配線・配管 |
| 電気時計設備 | 時計、配電盤などの装置・器具類 | |
| 消火装置 | 消火栓装置のホース・ノズル、消火器 | 消火栓設備、スプリンクラー |
| 中央監視装置 | 中央監視装置 | |
| 避雷設備、換気設備、衛生設備 | | 設備一式 |
| し尿浄化槽設備 | 右記以外の設備 | 家屋と一体となっている設備 |
| ガス設備、給排水設備 | 特定の生産又は業務用設備、屋外設備 | 左記以外の設備 |
| 冷暖房設備 | ルームエアコン（取り外しが可能なもの） | 家屋と一体となっている設備 |
| 厨房設備、洗濯設備 | 顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院など）サービス設備 | サービス設備以外の設備 |
| 運搬設備 | 工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置 | エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備 |
| 間仕切 | つい立て程度のもの | 容易に取り外せないもの |

※この表の例によらず、賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために取り付けた設備については、テナントの方が償却資産として申告してください。

ふれあいの里キャラクター「すいせんちゃん」

（例）小千谷で採れたおいしい野菜を販売するために使用するレジスターは「償却資産」に、レジスターのフラグを差し込む壁コンセントは「家屋」に区分されます。



7 固定資産税と国税の比較

| 項目 | 固定資産税 | 国税 |
|--|---|----------------------------|
| 償却計算の期間 | 暦年（賦課期日制度） | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | 定率法 | 定率法・定額法の選択 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却 | 月割償却 |
| 圧縮記帳制度 | なし （注1） | あり |
| 特別償却・割増償却 | なし | あり |
| 増加償却 | あり | あり |
| 評価額の最低限度 | 取得価額の5% | 1円 |
| 改良費 | 区分評価 ⇒改良を加えられた資産と改良費を区分して評価 | 原則区分評価 |
| 少額の減価償却資産 ⇒使用可能期間が1年未満 又は取得価額が10万円未満 の資産 | 一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注2） | 一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入 |
| 一括償却資産 ⇒取得価額が20万円未満の 減価償却資産 | 3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注3） | 3年間で損金又は必要な経費に算入可能 |
| 即時償却資産 ⇒中小企業者などが取得した 10万円以上30万円未満 の減価償却資産 | 課税対象 （注4） | 取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入可能 |

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金などにより取得した資産で、取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2）法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注3）本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方などが、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（上限30万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できる資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したものに限りです。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

8 非課税及び課税標準の特例

(1) 非課税

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

該当資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に「非課税」と記入し、非課税該当資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「非課税申告書」を提出してください。

(2) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び旧同法附則第 64 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用されます。該当資産の課税標準額に特例率を乗じて算出する額が、特例適用後の課税標準額となります。

新たに該当資産を取得した方は、該当資産の種類別明細書摘要欄に「特例」と記入し、特例該当資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「特例適用申告書」を提出してください。

◎主な課税標準の特例

| 特例対象施設／製品 | 対象資産 | 特例率 | 根拠法令 | |
|------------------------|--|-----------------------|-------------------|----------------|
| | | | 条 | 項、号 |
| 汚水又は廃液の処理施設 | 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置など | 1 / 2 | 地方税法 附則第 15 条 | 第 2 項 第 1 号 |
| 下水道除害施設 | 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置・バーク処理装置など | 3 / 4 | | 第 2 項 第 5 号 |
| 再生可能エネルギー発電設備 | ①太陽光発電設備（固定価格買取制度の設備認定を受けたものを除く） ②風力、③中小水力、④地熱、⑤バイオマス発電設備（固定価格買取制度の設備認定を受けたものに限る） | 下図のとおり | | 第 25 項 |
| 先端設備等導入計画に基づき取得する新規設備等 | 中小事業者等が取得した事業の用に供する家屋、建物附属設備、機械及び装置、工具、器具及び備品 | 0 / 0 | 旧地方税法 附則第 64 条 | |
| | | 1 / 2 または 1 / 3 | 地方税法 附則第 15 条 | 第 45 項 |

【再生可能エネルギー発電設備】特例率

| ①太陽光 | | ②風力 | | ③水力 | | ④地熱 | | ⑤ バイオマス | |
|---------------|---------------|------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|----------------|
| 1,000kw 以上 | 1,000kw 未満 | 20kw 以上 | 20kw 未満 | 5,000kw 以上 | 5,000kw 未満 | 1,000kw 以上 | 1,000kw 未満 | 10,000kw 以上 20,000kw 未満 | 10,000kw 未満 |
| 3/4 | 2/3 | 2/3 | 3/4 | 3/4 | 1/2 | 1/2 | 2/3 | 2/3 | 1/2 |

※上記の表には示していませんが、課税標準の特例を受けるためには、取得時期等の要件もあります。また、先端設備等導入計画に基づき取得する新規設備等の特例については、条件により特例率や適用期間が変わります。小千谷市ホームページの、「固定資産税（償却）」のページで詳細をご確認ください。
⇒<https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/zeimu/koteishisanzei-shokyaku.html>

Ⅱ. 償却資産の申告について

1 申告の必要がある方

個人・法人を問わず、工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付などの事業をしている方のうち、その事業のために用いることができる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における資産の所有状況を申告していただく必要があります。

2 提出書類

| 区分 | | 提出書類 | 注意事項 |
|--------|---------|-------------------|---|
| 申告資産あり | 前年度申告あり | 償却資産申告書 種類別明細書 | 申告書の備考欄に資産増減の有無を記入してください。 増加資産については種類別明細書の空欄に追加記入、減少資産・修正資産については種類別明細書の該当資産に赤字で加除修正ください。 |
| | 新規申告 | | 申告書の備考欄に「新規」と記入してください。 |
| 申告資産なし | 事業継続 | 償却資産申告書 | 申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。 |
| | 事業廃止 | | 申告書の備考欄に「廃止、解散」などの事由及びその年月日を記入してください。 |

※前年度までに書類を用いて申告している方には、申告のあった資産が印字された種類別明細書を送付します。そちらを加除修正のうえ提出してください。

3 自社電算処理により申告する方

自社独自の申告書を用いて申告する場合、地方税法施行規則で定められた様式により、全資産について申告すると共に、増減資産が分かるように申告してください。

小千谷市から送付した申告書・種類別明細書がある場合は、お手数ですが自社様式のものと一緒に提出してください。

4 電子申告 eLTAx（エルタックス）により申告する方

eLTAxとは、地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

eLTAxにより申告する場合、地方税法施行規則で定められた様式により、全資産について申告すると共に、増減資産が分かるように申告してください。

申告方法などの詳細は、[地方税共同機構](#)へお問い合わせください。

ホームページ⇒ <http://www.eltax.lta.go.jp>

《eLTAx はとても便利です！》

- ・申告書が簡単に作成できます！
- ・無料で利用できます！（事前に準備するものの中には初期費用が必要なものがあります。）
- ・自宅やオフィスから手続きができます！
- ・固定資産税以外の地方税の申告にも利用できます！

是非eLTAxをご利用ください！



エルレンジャー

5 提出先

小千谷市役所税務課資産税係窓口へ提出するか、郵送で提出してください。

郵送により提出する方で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な方は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒が同封されていない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

6 提出期間

令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

7 申告の内容

（1）取得価額

取得価額は、資産を取得するために支出した金額を記入してください。なお、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同様です。

（2）耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定められる法定耐用年数を用いることとなります。

（3）その他

資産の種類、名称、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書の記入例（10～12 ページ）を参考に申告してください。

8 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第 386 条及び小千谷市税条例第 59 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

9 実地調査の実施

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

実地調査に伴い、申告内容の修正をしていただくことがあります。その場合は最大 5 年度分まで遡及して修正が必要な場合もありますので、ご了承ください。

10 国税資料閲覧の実施

地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行う場合があります。閲覧した書類の内容と、小千谷市への申告内容に差異がある場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、その際にご協力をお願いします。

なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

1.1 マイナンバー制度との関連

(1) 申告書への個人番号・法人番号の記入について

申告の際に、償却資産申告書への個人番号又は法人番号の記入が義務付けられました。10ページの記入例を参考に、必ず個人番号又は法人番号を記入のうえ申告してください。

個人番号については、平成27年10月以降、住民票の住所に送付される通知カードを確認してください。

法人番号については、平成27年10月以降、登記上の所在地又は国税関係の届出書に記載された所在地に送付される通知書を確認してください。

(2) 本人確認について

個人番号が記入された申告書を提出する際は、本人確認をさせていただきます。申告書提出時に、以下の区分に従って、本人確認書類などを用意してください。

◎本人が提出する場合

| 番号確認のための書類 | 身元確認のための書類 |
|--|---|
| ①マイナンバーカード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明 | ①マイナンバーカード ②運転免許証、旅券などの顔写真のある本人確認書類 ③健康保険証、年金手帳などの顔写真のない本人確認書類 2点 |

◎代理人が提出する場合

| 代理権の確認 | 代理人の身元確認のための書類 | 本人の番号確認のための書類 |
|---|---|--|
| ①法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②任意代理人の場合 委任状 | ①代理人が個人の場合 本人が提出する場合の身元確認書類に準じます。 ②代理人が法人の場合 登記事項証明書などのほか、個人番号の本人と法人との関係を証する書類 | 本人が提出する場合の番号確認書類に準じます。 ただし、代理人による提出の場合は、その写しも可とします。 |

マイナンバー制度の詳細は、[内閣官房のマイナンバー制度に関するホームページ](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html)をご覧ください。

⇒ https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html



マイナンバー広報用ロゴ
「マイナちゃん」

3 種類別明細書（新規に申告をする方、前年度に該当資産がなかった方用）

今年度初めて申告する方、前年度該当資産がなかった方、前年度資産が印字された明細書の余白欄が少ない方には、白紙の種類別明細書を送付します。以下の記入例を参考に申告してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 令和 年度

申告年度を記入してください。

法人の場合は名称、個人の場合は事業者名を記入してください。また、種類別明細書の総ページ数と、現ページ数を記入してください。

譲与標準の特例、非課税資産がある場合はその旨記入してください。その他当該資産の価格の決定に必要な事項があれば記入してください。
(例)「特例該当」「中古資産」「申告漏れ」など

増加事由
1・2
3・4

課税標準額

取得価額

耐用年数

取得年月
年 月
年 号

数量

資産の名称等

資産の種類
1...構築物(建物附属設備含む)
2...機械及び装置
3...船舶
4...航空機
5...車両及び運搬具
6...工具、器具及び備品

資産の種類について以下の区分によって数字で記入してください。

資産の名称を20文字以内で記入してください。

取得年月を記入してください。
年号...3=昭和
4=平成
5=令和
(例)令和5年6月の場合「50506」となります。

当該資産の取得価額を記入してください。

法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

資産の数量を記入してください。

増加資産の場合、以下の区分にしたがって数字に丸をつけてください。
1...新品取得
2...中古品取得
3...移動による受入れ
4...その他

3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に事由を記入してください。

小計

NT102

小千合市

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他の他のいずれかに○印を付けてください。
※印欄は記入しないで下さい。
黒ボールペンを使用してください。

(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)

| 区分 | 番号 | 種類 | 区分 | 番号 |
|----|--------|----|-----------|-----|
| 1 | 構築物 | 4 | 車 | 運搬具 |
| 2 | 機械及び装置 | 5 | 車両及び運搬具 | |
| 3 | 船舶 | 6 | 工具、器具及び備品 | |

IV. 償却資産の評価額・税額の計算方法と納税

1 評価額の計算方法

(1) 計算式

申告された資産ごとに、取得価額、取得時期及び耐用年数を基に計算し、評価額を算出します。

①前年中に取得した資産

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

②前年前に取得した資産

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

※以後、毎年この計算式により償却していきます。

計算の結果、評価額が取得価額の5%未満になるときは、取得価額の5%を評価額とします。

(2) 減価残存率表（固定資産税に係るもの）

| 区分 耐用 年数 | 減価残存率 | | 区分 耐用 年数 | 減価残存率 | | 区分 耐用 年数 | 減価残存率 | |
|----------------|-----------------------------|---------------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| | 前年中 取得の もの (1-r/2) | 前年前 取得の もの (1-r) | | 前年中 取得の もの (1-r/2) | 前年前 取得の もの (1-r) | | 前年中 取得の もの (1-r/2) | 前年前 取得の もの (1-r) |
| — | | | 21年 | 0.948 | 0.896 | 41年 | 0.972 | 0.945 |
| 2年 | 0.658 | 0.316 | 22年 | 0.950 | 0.901 | 42年 | 0.973 | 0.947 |
| 3年 | 0.732 | 0.464 | 23年 | 0.952 | 0.905 | 43年 | 0.974 | 0.948 |
| 4年 | 0.781 | 0.562 | 24年 | 0.954 | 0.908 | 44年 | 0.974 | 0.949 |
| 5年 | 0.815 | 0.631 | 25年 | 0.956 | 0.912 | 45年 | 0.975 | 0.950 |
| 6年 | 0.840 | 0.681 | 26年 | 0.957 | 0.915 | 46年 | 0.975 | 0.951 |
| 7年 | 0.860 | 0.720 | 27年 | 0.959 | 0.918 | 47年 | 0.976 | 0.952 |
| 8年 | 0.875 | 0.750 | 28年 | 0.960 | 0.921 | 48年 | 0.976 | 0.953 |
| 9年 | 0.887 | 0.774 | 29年 | 0.962 | 0.924 | 49年 | 0.977 | 0.954 |
| 10年 | 0.897 | 0.794 | 30年 | 0.963 | 0.926 | 50年 | 0.977 | 0.955 |
| 11年 | 0.905 | 0.811 | 31年 | 0.964 | 0.928 | 51年 | 0.978 | 0.956 |
| 12年 | 0.912 | 0.825 | 32年 | 0.965 | 0.931 | 52年 | 0.978 | 0.957 |
| 13年 | 0.919 | 0.838 | 33年 | 0.966 | 0.933 | 53年 | 0.978 | 0.957 |
| 14年 | 0.924 | 0.848 | 34年 | 0.967 | 0.934 | 54年 | 0.979 | 0.958 |
| 15年 | 0.929 | 0.858 | 35年 | 0.968 | 0.936 | 55年 | 0.979 | 0.959 |
| 16年 | 0.933 | 0.866 | 36年 | 0.969 | 0.938 | 56年 | 0.980 | 0.960 |
| 17年 | 0.936 | 0.873 | 37年 | 0.970 | 0.940 | 57年 | 0.980 | 0.960 |
| 18年 | 0.940 | 0.880 | 38年 | 0.970 | 0.941 | 58年 | 0.980 | 0.961 |
| 19年 | 0.943 | 0.886 | 39年 | 0.971 | 0.943 | 59年 | 0.981 | 0.962 |
| 20年 | 0.945 | 0.891 | 40年 | 0.972 | 0.944 | 60年 | 0.981 | 0.962 |

※減価残存率の計算式中、「r」は当該償却資産の耐用年数に応じる減価率です。

(3) 計算例

取得価額：200,000円、取得時期：平成31年4月、耐用年数：4年のパソコンの場合

- ・令和2年度…200,000円×0.781=156,200円
- ・令和3年度…156,200円×0.562=87,784円
- ・令和4年度…87,784円×0.562=49,334円
- ・令和5年度…49,334円×0.562=27,725円
- ・令和6年度…27,725円×0.562=15,581円
- ・令和7年度…15,581円×0.562=8,756円<10,000円

※令和7年度の評価額が、取得価額の5%（10,000円）未満となるため、以降の評価額は10,000円で据え置かれます。

2 税額の計算方法

(1) 計算式

資産ごとに算出した評価額の合計を課税標準額とし、以下の計算式で税額を算出します。

なお、小千谷市内に償却資産のほかに土地・家屋を所有する場合は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算したうえで、税額を算出します。

課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4%）＝税額（100円未満切捨て）

(2) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

※土地・家屋は別に免税点が定められているため、償却資産が免税点未満でも、土地・家屋の課税標準額がそれぞれ免税点を越えていれば、固定資産税は課税されます。

〔参考〕土地の免税点…30万円、家屋の免税点…20万円

資産の多少（免税点以上、未満）に関わらず申告は必要です。

3 納税について

(1) 納期

年に4回（4月、7月、12月、翌年2月）の納期に分けて納めていただくこととなります。

具体的な納期は納税通知書に記載されます。

(2) 口座振替のご案内

税金は定められた納期までに納めていただくことになっていますが、「ついうっかり納めるのを忘れていた」「仕事が忙しくて窓口で納めに行くことができなかった」といったことはありませんか？

そんなときは、安心・安全な「口座振替」をご利用ください。

① 口座振替取扱金融機関

第四北越銀行、大光銀行、新潟縣信用組合、新潟県労働金庫、長岡信用金庫（いずれも全国の本・支店）、越後おぢや農業協同組合、全国のゆうちょ銀行（郵便局）

② 申込み手続き

小千谷市税務課の窓口のほか、上記の取扱金融機関で手続きができます。備え付けの口座振替申込書に必要事項を記入してお申込みください（市外の金融機関には申込書がありません）。お申込みの翌月から引き落としが可能になります。なお、お申込みの際は預金通帳、届出印をお持ちください。

▼納税に関するお問い合わせ先

小千谷市税務課管理収納係 Tel:0258-83-3508

V. よくある質問

Q1

税務署への申告をしたのですが、市役所にも申告が必要ですか？

A1

税務署への申告は「国税（法人税・所得税）」、市役所への申告は「市税（固定資産税）」についてです。取扱いが異なるので、両方への申告が必要です。

Q2

申告すべき資産が少なく、明らかに免税点未満だと思います。それでも申告は必要ですか？

A2

必要です。事業用の資産を所有している場合は、その多少に関わらず申告する義務があります。

Q3

減価償却が終わった資産も申告が必要ですか？

A3

事業の用に供することができるものは申告が必要です。
なお、国税における評価額の最低限度は1円ですが、固定資産税においては取得価額の5%ですので、ご注意ください。

Q4

前年中の償却資産の増減がありません。それでも申告は必要ですか？

A4

必要です。申告書の「18 備考」欄に「増減なし」と記入した上で申告書を提出してください。

Q5

中古で購入した資産の耐用年数や取得価額はどのように申告すればよいですか？

A5

耐用年数は見積りによる耐用年数または、次の簡便法による耐用年数を用いることとなります。

▼法定耐用年数のすべてを経過した資産

耐用年数（年）＝法定耐用年数×20%

▼法定耐用年数の一部を経過した資産

耐用年数（年）＝法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）

※1年未満の端数を切り捨て、2年に満たない場合は2年とします。

取得価額は、資産の購入に要した費用です。



VI. 償却資産 用語集 (50 音順)

圧縮記帳 (あっしゅくきちょう)

法人税法などにおいて、国庫補助金、工事負担金、非出資組合賦課金及び保険金などにより資産を取得した場合に、その取得した資産の価額から受贈益又は譲渡益などに相当する額を控除した額を取得価額とすることをいいます。なお、固定資産税では認められない制度です。

一括償却資産 (いっかつしょうきゃくしさん)

法人の場合は、取得価額が 20 万円未満の資産で、その取得価額を合計 (一括) して 3 分の 1 ずつ 3 事業年度で計算上損金に算入する方法を選択した資産をいい、個人の場合は、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の資産で、その取得価額を合計 (一括) して 3 分の 1 ずつ 3 事業年度で計算上必要経費に算入する方法を選択した資産のことです。それらの資産は申告の必要はありません。

改良費 (かいりょうひ)

償却資産の価格を増加させるため、又は使用可能期間を延長させるために、当該償却資産について追加的に支出される費用をいいます。その評価は、改良を加えられた本体部と区分して、それぞれの改良部ごとに当該改良のために支出された金額を基準として、改良を加えられた償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮して行います。

繰延資産 (くりのべしさん)

法人又は個人が支出する費用のうち、その支出の効果が支出の日以後 1 年以上に及ぶものをいいます。建物を賃借する際の権利金や広告宣伝用資産の贈与費用など、繰延資産として計上したものは、申告の必要がありません。

減価償却 (げんかしょうきゃく)

時間の経過や使用に伴って生じる固定資産の価値の減少部分を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する会計処理をいいます。減価償却の目的は、固定資産の取得に要した費用 (取得価額) を各事業年度に適正に配分し、各期の損益計算を正確に行うことにあります。

建設仮勘定 (けんせつかりかんじょう)

事業の用に供する固定資産を建設又は購入する目的で支出した金額を整理し、建設又は購入が完了した後において、精算額をもって確定した固定資産勘定に振り替えるための勘定をいいます。賦課期日現在においてそれが事業の用に供することのできる資産であれば、申告が必要です。

事業 (じぎょう)

一般に一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としないため、いわゆる公益法人の行う活動も事業に該当します。

また、「事業の用に供することができる」とは、現状事業の用に供している資産が含まれていることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあれば足りるものです。

取得価額 (しゅとくかがく)

償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額 (当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額) をいいます。

少額の減価償却資産（しょうがくのげんかしょうきゃくしさん）

使用可能期間が1年未満又はその取得価額が10万円未満の減価償却資産及び取得価額が20万円未満の減価償却資産をいいます。⇒1ページ「2 申告の対象となる資産」参照

償却済資産（しょうきゃくずみしさん）

耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産をいい、事業の用に供することができる限りは固定資産税の課税客体となります。なお、国税の取扱上は備忘価格1円で計上されますが、固定資産税上は取得価額の5%が評価額となります。

増加償却（ぞうかしょうきゃく）

機械及び装置の使用時間が、事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加する制度です。その適用を受ける場合は届出が必要となりますので、ご注意ください。

耐用年数（たいようねんすう）

減価償却資産が利用に耐えうる年数のことをいいます。固定資産税において償却資産の評価に用いる耐用年数は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数（いわゆる法定耐用年数）によるものとされています。

美術品など（びじゅつひんなど）

平成27年以前に取得したのものについては「書画骨とう」といわれました。資産の性質により申告の必要があるものとなないものとに区分されます。申告の必要がないものについては以下のとおりです。

- ・古美術品、古文書、出土品、遺物などのように歴史的価値又は希少性を有し、代替性のないもの
- ・取得価額が1点100万円以上のもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く）

ただし、取得価額が100万円未満であっても、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものについては減価償却資産に該当しないため、申告の必要はありません。

賦課期日（ふかきじつ）

固定資産の課税客体、課税団体、納税義務者、課税標準など、各種の課税要件を確定させる日のことをいいます。毎年1月1日が賦課期日です。

簿外資産（ぼがいしさん）

企業において保管している総勘定元帳、固定資産台帳などの帳簿に記録されていない資産で、税務会計上、減価償却を行うことができない資産をいいます。

ただし、固定資産税上は、事業の用に供することができるものについては課税対象となり、申告の必要があります。

見積耐用年数（みつもりたいようねんすう）

いわゆる中古資産を取得した場合に、当該中古資産を事業の用に供したとき以後の使用可能期間を見積もり、耐用年数を求めることをいいます。実務上見積もりが困難な場合には、簡便法の取扱いも認められています。⇒15ページ「V. よくある質問 Q5」参照

ご不明な点がございましたら、表紙に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

